

健康・医療WG資料

1. 医薬分業推進の下での規制の見直し
2. 市販品と類似した医療用医薬品(市販品類似薬)の保険給付の在り方等の見直し
3. 新医薬品の14日間処方日数制限の見直し

厚生労働省

平成28年4月1日

1. 医薬分業推進の下での規制の見直し

1. 医薬分業推進の下での規制の見直し

○ 規制改革実施計画(関係部分抜粋)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの実施内容
1	薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し	地域包括ケアの推進において、薬局及び薬剤師が薬学的管理・指導を適切に実施する環境を整える観点から、かかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するなど、薬局全体の改革の方向性について検討する。	平成27年度 検討・結論	措置済	平成27年10月23日に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表した。
5	政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	医薬分業の政策効果について、医薬品による治療の安全性向上と保険財政の効率化の観点から、定性・定量両面で検証を行い、検証結果等を踏まえて、今後の医薬分業推進における政策目標や評価指標を明確化する。	平成27年度 検討・結論	措置済	服薬情報の一元的・継続的な管理の実施状況を効果的に把握できるものとなるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の体制整備状況や薬学的管理・指導の実施状況等を複合的に把握する指標を設定した。
6		政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度 検討・結論、 平成29年度 措置	検討中	
8	ICT技術を活用した服薬情報の一元化	ICTの有効活用により、患者自身および薬局が服薬情報の管理を行い、他の薬局及び医療機関等と情報連携をより効果的、効率的に行うことができる仕組みの構築について検討し、結論を得る。	平成27年度 検討・結論	措置済	電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討会を開催し、その報告書を踏まえて、全国の薬局で患者等が電子版お薬手帳を円滑に利用できるようにするための留意事項(標準フォーマットへの準拠等)について、平成27年11月27日に運営事業者等に通知を発出した。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの実施内容
2	薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し	<p>薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り方について抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改める。門前薬局の評価を見直すとともに、患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し、実際に提供したサービスの内容に応じて報酬を支払う仕組みに改めるなど、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。</p>	平成27年度検討・結論、次期診療報酬改定において措置	措置済	<p>平成28年度診療報酬改定において、 ・かかりつけ薬剤師・薬局の評価 ・いわゆる門前薬局の評価の見直し ・対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるための調剤料の見直しなどの対応を行った。 今後、薬局に係る対物業務から対人業務への転換を促すための措置の影響を調査・検証し、調剤報酬の在り方について引き続き検討していく。</p>
3		<p>薬局においてサービス内容とその価格を利用者に分かりやすく表示し、利用者が薬局を選択できるようにする。さらに、利用者がサービスごとに利用の可否を選択できるよう、提供されたサービスを利用者が確認することも含めてサービスの提供の在り方を検討する。</p>	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	措置済	<p>平成28年度診療報酬改定において、薬局が患者に対してサービスの内容を分かりやすく提供できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示することを規定した。 平成28年度診療報酬改定に新設された、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料については、算定にあたり、患者の同意を求め、同意を得る際に費用も含めて説明することを規定した。</p>
4		<p>リフィル処方箋の導入や分割調剤の見直しに関する検討を加速し、結論を得る。</p>	平成27年度検討・結論	措置済	<p>平成28年度診療報酬改定において、患者の服薬管理が困難である等の理由により、医師が処方時に指示した場合には、薬局において分割調剤を実施することを規定した。</p>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの実施内容
7	保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立	<p>医薬分業の本旨を推進する措置を講じる中で、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保険医療機関の間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改める。保険薬局と保険医療機関の間の経営上の独立性を確保するための実効ある方策を講じる。</p>	<p>平成27年度検討・結論、平成28年度措置</p>	<p>措置済</p>	<p>平成28年1月27日の中央社会保険医療協議会において、保険医療機関と保険薬局の一体的な構造に係る解釈等について、独立性と患者の利便性の向上の両立の観点からの見直しを行うこととした。</p>

(No.1 関係資料)

患者のための薬局ビジョン

【規制改革実施計画における記載】

- 1 地域包括ケアの推進において、薬局及び薬剤師が薬学的管理・指導を適切に実施する環境を整える観点から、かかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するなど、薬局全体の改革の方向性について検討する。